

AED(自動体外式除細動器)を各支所に設置しました!

市民生活部 健康対策課
☎050(3381)5141

各支所にAEDを設置しました。
万一の際に、ご利用ください。



※皆さんが行うイベントなどにもAEDを貸し出しています。希望する場合は、事前にお問い合わせください。

携帯助聴器を設置しました!

福祉保健部 地域福祉課
☎050(3381)5051

携帯助聴器を福祉保健部地域福祉課と各支所の窓口に設置しました。耳が聞こえにくい人でもイヤホンなどを利用して、会話が聴き取りやすくなります。お気軽にご利用ください。



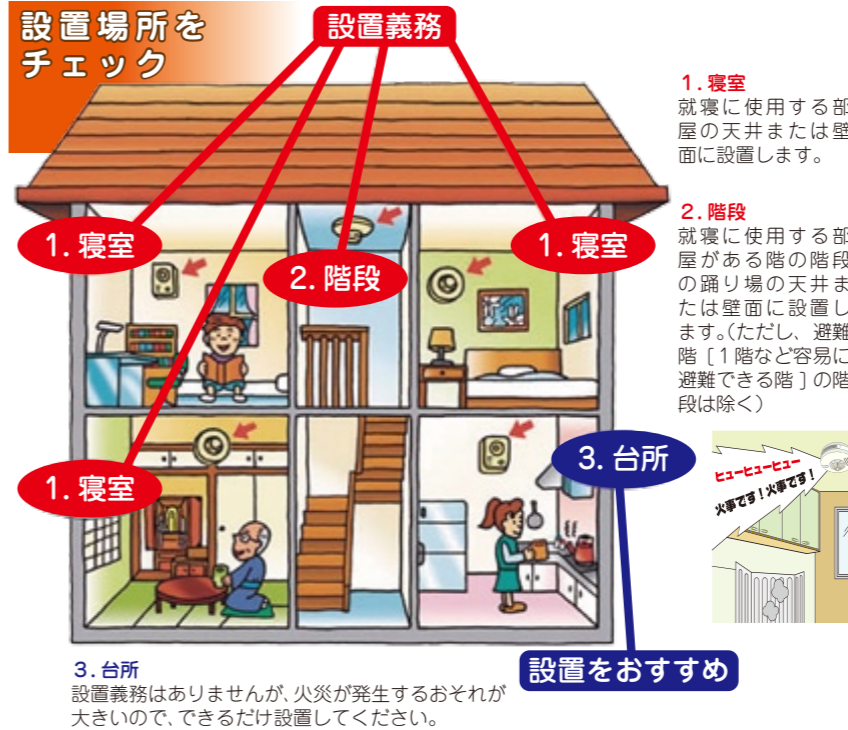
1月と2月は、はたちの献血キャンペーン

献血はもっとも身近なボランティア。あなたのわずかな時間で救える命があります。皆さんのご協力をお願いします。

☎/申込方法 ☎/お問い合わせ 📅/日時 📍/場所 👤/対象者 📄/定員 💰/料金

住宅用火災警報器! ついてますか? すべての家庭で設置が義務づけられています

☎ 消防本部 予防課 ☎0957(62)5857 または 南島原消防署 ☎0957(82)2479



1. 寝室
就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。

2. 階段
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置します。(ただし、避難階〔1階など容易に避難できる階〕の階段は除く)



3. 台所
設置義務はありませんが、火災が発生するおそれがあるので、できるだけ設置してください。

ここに必要

- すべての寝室
- 寝室が2階にある場合は、2階の階段の上

※住宅の規模などにより、別に設置が必要な場合があります。

昨年6月から、すべての家庭に、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。このことに伴い、南島原消防署でも「つけてください住警器、あなたの暮らしの安全を守るために」をスローガンに普及推進を図っています。まだ設置していない家庭は、早めに設置しましょう!

悪質訪問販売に注意しましょう
全国で発生している悪質な訪問販売による住宅用火災警報器販売は、主に一般家庭(特に高齢者の一人暮らしの住宅)を狙って巧妙な手口で訪問販売を行い、高額な料金を請求するというものです。
契約を急がせる事業者は要注意です。その場ですぐに契約せず、家族などに相談しましょう。

「南島原市次世代育成支援地域行動計画(素案)」に関する市民意見募集(パブリック・コメント)について

福祉保健部 地域福祉課 児童家庭班
☎050(3381)5051 FAX0957(82)0217
Eメール jidoukatei@city.minamishimabara.lg.jp
〒859-2202 南島原市有家町山川58番地(有家庁舎内)

目的
この計画は、平成15年度に国が制定した「次世代育成支援対策推進法」により義務付けられている計画で、次世代育成支援に関する取り組みを集中的・計画的に進めるための市町村の行動計画が盛り込まれています。今回、策定するのは、平成22年度から平成26年度を計画期間とした後期の次世代育成支援地域行動計画となります。

対象者
市内に在住、在勤または在学の人

閲覧場所
担当課および各支所(南島原市ホームページにも掲載します)

意見の募集期間
2月10日(水)～2月26日(金)
※素案の策定期間が1月下旬となるため閲覧期間が短くなっています。

意見の提出方法
氏名、住所、電話番号、意見内容を記載し、郵送、ファックス、Eメール(件名に計画名を記載)で提出または、直接持参ください。様式を担当課、ホームページなどに準備しています。必要事項が記載されていれば、様式は問いません。

パブリックコメントって?
市の基本的な政策などを策定するときに行う手続きのことです。
具体的には、あらかじめその政策などの目的や内容などを皆さんに広く知らせ、それに対する意見を求めます。皆さんから寄せられた意見などを考慮して最終的に意思決定し、寄せられた意見や意見に対する市の考え方を公表します。
大事な計画に、市民の意見を反映させる仕組みです。

本計画を作成するにあたって、皆さんのご意見・ご提案をいただくための市民意見募集(パブリック・コメント)を予定しています。

●市内に事業所などを有する人
●今回の計画に利害関係のある人

※いただいたご意見の要旨とご意見に対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

●農林業センサス調査についてもっと知りたい人は、農林業センサスホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/tokel/census/afc/



2010年世界農林業センサス
統計調査にご協力ください

企画振興部 情報統計課 ☎050(3381)5100

平成22年2月1日現在で、全国一斉に「2010年世界農林業センサス」が実施されます。農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん各各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

全国の農家や林業をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる「農林業の国勢調査」ともいべきものです。

農林業を営んでいる皆さんを調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

また、調査員にも守秘義務がありますので、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありませんし、調査票についても紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理されます。

プライバシーの保護について
調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施します。この法律では調査内容を統計以外の目的に使用することが堅く禁じられていますので、調査結果が税金の徴収に使われるようなことは一切ありません。